

就業期間設定職種の就業会員 各位

公益社団法人
杉並区シルバー人材センター
会長 本山 徳 裕

就業期間の設定に関する基準について

日頃から、当センター事業の円滑な運営について、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、シルバー人材センターの基本理念である「共働・共助」に基づき、「分ち合い就業」を推進するために制定した「就業期間の設定に関する基準（以下「基準」という。）」を令和 6 年 11 月 20 日理事会にて廃止することを決定いたしましたのでご案内いたします。

記

1, 今回廃止する基準

第 3 条：就業期間は、原則として 48 か月を限度とする。ただし、発注者との契約が終了したとき、就業に不適任であると会長が判断したときはこの限りでない。

2, 廃止する要因

人材不足により「分ち合い就業」を推進するという目的にそぐわない職種が増えたため。また、本年 11 月 1 日から施行されたフリーランス新法（以下「新法」という。）で義務付けられた就業条件の明示に係る就業期間が発注者との受託契約期間 1 年度間となるため。

3, 適 用 令和 7 年 4 月 1 日から

4, 補 足

令和 7 年度からは、新法に基づき会員の皆様に就業条件を明示いたします。その就業期間は、原則年度になります。今後は健康で良好な就業状況であれば、その仕事の受託が継続している限り就業期間を年度ごとに更新することができ、再就業提供までの待機期間は設けません。

ただし、新規会員がその就業を希望した場合は、当該仕事における経験年数や年齢及び就業状況を考慮し、就業期間の 3 月 31 日をもって更新しないこともあります。

(※既に 2 期 8 年を満了した方または 80 歳以上の方は、翌月をもって更新しないこともあります。) 更新の下限は、健康で良好な就業状況であれば 3 回（4 年度間）とします。

問合せ：本部事務局 斉藤 電話 03-3317-9091

林道 電話 03-3317-2217